

当院では一般名処方を推進しています

一般名処方とは…

お薬の有効成分を指定した処方せんを発行することで、先発医薬品・後発医薬品（ジェネリック医薬品）を患者さん自身が選択することができる処方です。

特定のお薬が不足した場合にも、保険薬局において銘柄によらず調剤できるため、お薬を切らすことなく加療継続することができます。

また、後発医薬品を選択することによりお薬の費用を抑えることにもつながります。

一般名処方を行う際はその趣旨について十分に説明させていただきます。

一般名処方についてご理解ご協力をお願いいたします。